

(3) 平成24年度 保育所保育料滞納対策

1 各園長先生への保育料滞納（未納）者リストについて

保育料滞納（未納）世帯の情報については、毎月、各公私立園長先生へ前月分までの納付状況（過年度を含む）が確認できる「保育所保育料滞納（未納）者リスト」を配布し、この情報をもとに入所児童の送迎時などにおいて、各園長先生より保護者への声かけや納付を促していただくようなご協力をお願いしているところです。

この配布リストにつきましては、「在園中の滞納（未納）世帯の全ての世帯」をリストに掲載することとし、「納付（分納）約束・納付相談の状況」などを随時、児童ごとに掲載しておりますが、平成24年度も同様の基準にて行ってまいります。

2 月ごとの督促状送付

納期限を過ぎても納付がない保育料について、翌月に未納者へ毎月督促状を自宅あてに送付します。

3 4半期ごとの催告書送付

6月と8月、10月、2月に過年度の滞納者を中心に、一斉に催告書を自宅へ送付します。また、4月と12月には現年度の未納者を中心に、一斉に催告書を自宅へ送付します。ただし、納付（分納）約束・納付相談のある者、納付中である者については対象者から除きます。

また、私立園においてもご協力を得たうえで、年数回、園長先生からの催告書の手渡しをお願いします。対象は、送付時点において入所中の滞納者とします。

4 こども部職員の自宅訪問による催告（夜間）

これまでと同様、10、11月頃に現年度・過年度の滞納者、悪質と思われる者、分割納付が滞っている者などのうち退所・卒園児を中心に、自宅訪問を実施します。この他、通年により悪質と認められるようなケースについては、随時、電話や窓口相談に加えて、自宅や職場への訪問による催告を実施します。

5 入所一斉申込み時や継続手続き時における滞納催告

入所申し込み時や継続手続き時など、あらゆる機会を捉え、保育料滞納に対する啓発を行います。

6 保護者あて各種文書における保育料滞納に対する啓発

入所申込案内や継続手続き書類、その他、入所内定通知や入所承諾書、保育料決定通知の送付時などにおいても、あらゆる機会を捉え、保育料滞納に対する啓発を文書にて行います。

また、保育料滞納対策強化月間などを設定し、保育料徴収にむけたポスターの作成、設置を行い、こども部として保育料滞納対策をより一層すすめるとともに、市民に対して啓発を促してまいります。

7 口座振替による保育料納付の徹底化

平成16年度から原則口座振替としており、現在約93.6%の入所世帯が口座振替により保育料の納付をされ、昨年10月の93.5%から0.1%の増加となり、一定効果を上げているところでありますが、現年度保育料の徴収強化にむけてさらなる徹底化を図るため、平成24年度についても口座振替を希望しない世帯については、その理由などを聴取し、可能な限り口座振替による納付を徹底します。

8 保育料滞納対策のための滞納整理員の臨時雇用

保育料滞納対策を行う滞納整理員を臨時に雇用し、これまでの催告業務に加え、文書催告や電話催告の強化、滞納者の財産調査などを行い、更なる滞納整理を進めます。

9 児童（子ども）手当から保育料への徴収の実施

平成24年1月から、保護者からの申し出による子ども手当から保育料への徴収を実施してまいりました。また、平成24年度も国の子ども手当に関する法整備が整い次第、子ども手当から保育料への特別徴収（強制徴収）の実施の検討とあわせて、申し出による徴収を引き続き実施してまいります。

10 滞納処分の実施

破産事件などの情報を集め、交付要求による滞納処分を実施し、高額で長期にわたる滞納者に対して不動産の差押を実施してまいりました。また、平成24年度につきましても滞納処分を進めてまいります。

11 その他

市税や国民健康保険料の徴収部署等との連携による全庁的な取組みについて随時検証を行い、必要な対策を講じるよう検討します。

(4) 吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針

制 定 平成19年(2007年)10月29日

最近改正 平成23年(2011年)11月11日

1 基本的な考え方

第2期財政健全化計画(案)前期計画(平成22年(2010年)3月策定)においては、「受益と負担の公平性の確保」の観点から、使用料、手数料及び各種自己負担金の見直しを行うことを定めています。

使用料・手数料等の改定については、「受益と負担の公平性の確保」が主な目的であり、結果として歳入確保策に繋がると考えています。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在する中で、施設の利用などで利益を受ける人がいればその利益に見合うだけの負担をお願いすることが住民間の不公平をなくすことになります。つまり、使用料や手数料等の見直しは、住民間の公平性の確保と住民サービスのトータルとしての向上を主な目的とし、料金設定については、住民理解が得られるものでなければなりません。

もちろん、住民の皆さんの理解と協力が得られるよう、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていく必要があります。

使用料・手数料等を見直すにあたり、適正な受益者負担を求めるためには、施設の収支状況や使用料・手数料等の積算根拠を明確にし、住民にわかりやすく説明できるようにする必要があります。サービス提供に要するコストを基礎として、サービスを利用する人と利用しない人の公平を図るため、そのコストの全部又は一部を料金化することが基本となります。

また、サービス提供に要するコストを明確に把握して効率的な事務事業の遂行によるコスト削減の努力を続けることは、使用料等の上昇を抑制するとともに、市職員のコスト意識を向上させる上でも必要な取組であると考えています。

今回、均衡のとれた料金体系の設定を行うにあたり、以下の項目について統一的な考え方を整理することとします。

- ① コストの算定方法
- ② 公費負担と受益者負担の割合の明確化
- ③ 住民負担の急激な上昇を防ぐための方策(上限改定率)
- ④ 定期的な料金見直しの実施

ただし、公の施設の運営形態や行政サービスの内容が極めて多様であることから、統一基準によることが適当でない場合は、その根拠を明確にしながら合理的な料金の設定を行うこととします。

また、法制度上で料金設定について定めのあるものについては、この基準の適用を除外することとします。

なお、特別会計については、この基本方針に準拠しつつ、独立採算性、経営の健全性の観点から当該会計の事業内容に応じた適切な原価計算のもとに独自に料金等の改正を行うものとします。

2 使用料の見直し

(1) コストの算定について

施設の整備・運営に要する経費には、用地取得費、建物建設費（減価償却費）、管理運営経費、事業経費等が考えられます。

① 使用料の算定基礎とすべきコスト（管理運営経費）の範囲

施設の管理運営に要する経常的な人件費、清掃・警備委託料、需用費、通信運搬費、使用料・賃借料、備品購入費（100万円以下のものに限り）等の物件費、保険料等の補助費等、小規模な営繕的維持補修費（資産価値の延命に必要な規模の維持補修費は除外）を対象経費とします。

公の施設は市の施策として、それぞれの行政目的を持って建設されたものであり、各施設に係る土地代、建物などの減価償却費は、全ての住民に利用の機会を提供するための費用で、税で負担すべきものと考えられます。したがって、施設の利用者に求める使用料のコスト計算には、これらを含めず、経常的な維持管理経費や管理にかかる人件費をもとに算定します。

事業経費は、公の施設の利用にともなって付加的に提供されるサービスに必要なコストであり、事業の実施に要する人件費、補助費等、賃金、消耗品費、委託料等の物件費などが考えられます。こういった選択性の強い付加的サービスに要するコストについては、施設の使用料相当額に加えて参加者負担金として負担を求めることとします。

なお、管理運営経費や、上記の事業経費の積算に当たっては、国・府の補助金がある場合は、それを控除した一般財源ベースにより行うものとします。

② 算定方法

上記①のコストの範囲により施設の管理運営経費を算出しますが、この経費の内訳として、貸出部分、共用部分、非貸出部分の経費があります。使用料算出に必要となる『貸出にかかる管理運営経費』としては、貸出部分の経費と共用部分の経費の一部（共用部分の経費を、貸出部分と非貸出部分の面積で按分した経費）を合算したものとします。この『貸出にかかる管理運営経費』を貸出総面積及び年間利用可能時間数で除して得た額を「1㎡当たりの時間単価」とし、この時間単価に施設の貸出面積、貸出時間などを乗じて使用料を算定します。

同一の機能を持つ施設を一つのグループにまとめ、使用料の「1㎡当たりの時間単価」をグループ内で統一し基準単価を設定します。（例：市民センター、コミュニティセンター、市民体育館）

③ その他

上記の方法により算定を行うことが適切でないものについては、適正な方法により単価計算を行います。（例：幼稚園、留守家庭児童育成室、やすらぎ苑、市営葬儀、自転車駐車場、スポーツグラウンド、市民プール、学校運動場ナイターほか）

(2) 受益者負担率の設定について

公の施設は、住民福祉の向上を図ることを目的として設置するものであることから、住民が低廉な負担で施設の設置目的に沿って効果的に利用できるよう、市が負担（公費負担）する割合と利用者が負担（受益者負担）する割合を基本的には半々とします。その上で、公の施設などの利用実態、目的から当該サービスの市場（代替）性、選択性を勘案し、以下のとおり受益者負担率を設定します。

受益者負担率	分類区分	施設の例
0%	公費負担を原則とするもの	図書館・地区市民ホール・公民館・少年自然の家・自然体験交流センター・青少年クリエイティブセンター・その他規定上無料としている施設
25%	大部分を公費負担とするもの	幼稚園・留守家庭児童育成室・やすらぎ苑・博物館
50%	公費負担、受益者負担を半々とするもの	男女共同参画センター・交流活動館・市民会館・市民センター・山田ふれあい文化センター・コミュニティセンター・資源リサイクルセンター・歴史文化まちづくりセンター・市民ギャラリー・勤労者会館・花とみどりの情報センター・スポーツグラウンド・市民体育館・市民プール・武道館・総合運動場・学校運動場ナイター施設
75%	大部分を受益者負担とするもの	文化会館
100%	受益者負担を原則とするもの	市営葬儀・自転車駐車場

$$\text{改定使用料} = \frac{\text{貸出にかかる管理運営経費}}{\text{貸出総面積} \times \text{年間利用可能時間}} \times \text{受益者負担率} \times \text{貸出時間} \times \text{貸出面積}$$

3 手数料の見直し

手数料とは、地方自治法第 227 条において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とされており、特定の人のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収するものです。見直しにあたっての算定方法については以下を基本とします。

① 算定の基本となるコストについては、人件費及び物件費を中心とする業務経費の 1 件あたりの経費とします。

人件費 … 一般職員の標準人件費を基準に所要時間数から算出した経費と業務を担当する非常勤職員の報酬総額から当該事務非常勤職員従事割合で算出した経費

業務経費… 賃金、需用費、役務費、委託料、賃借料、負担金、備品購入費、旅費などの手数料事務に要した経費

ただし、業務経費のうち、システム導入などに係る初期経費、又は他の関連事務との共通経費がある場合で、当該手数料事務に係る部分の経費を明確に算出することが困難な場合は、対象経費に含めないこととします。

② 手数料の見直しにあたっては、コスト（上記①ただし書の経費は除きます。）の 100% 算入とします。

③ 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料及びその他大阪府内において統一的な額がある場合については、その額とします。

また、固有の算定が必要な手数料については、算定方法について考慮します。

4 上限改定率について

使用料、手数料の改定にあたっては、住民の皆さんの急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を 1.5 倍に設定します。あわせて、近隣各市の状況にも配慮することとします。

5 料金見直しのサイクルについて

使用料については毎年、手数料については 4 年ごとにそれぞれ見直しを行い、必要な場合は改定することとします。

6 自己負担金の見直しについて

自己負担金については、国等の徴収基準が定められているものについては、それを基本とし、現行の負担額が著しく国等の徴収基準と乖離しているものについては、段階的に解消を図るものとします。

国等の徴収基準が定められていないものや現に自己負担を求めているサービスについては、他市の動向や類似の事業・制度等との比較により同様に見直しを図るものとします。

7 更なる「受益と負担の適正化の確保」に向けて

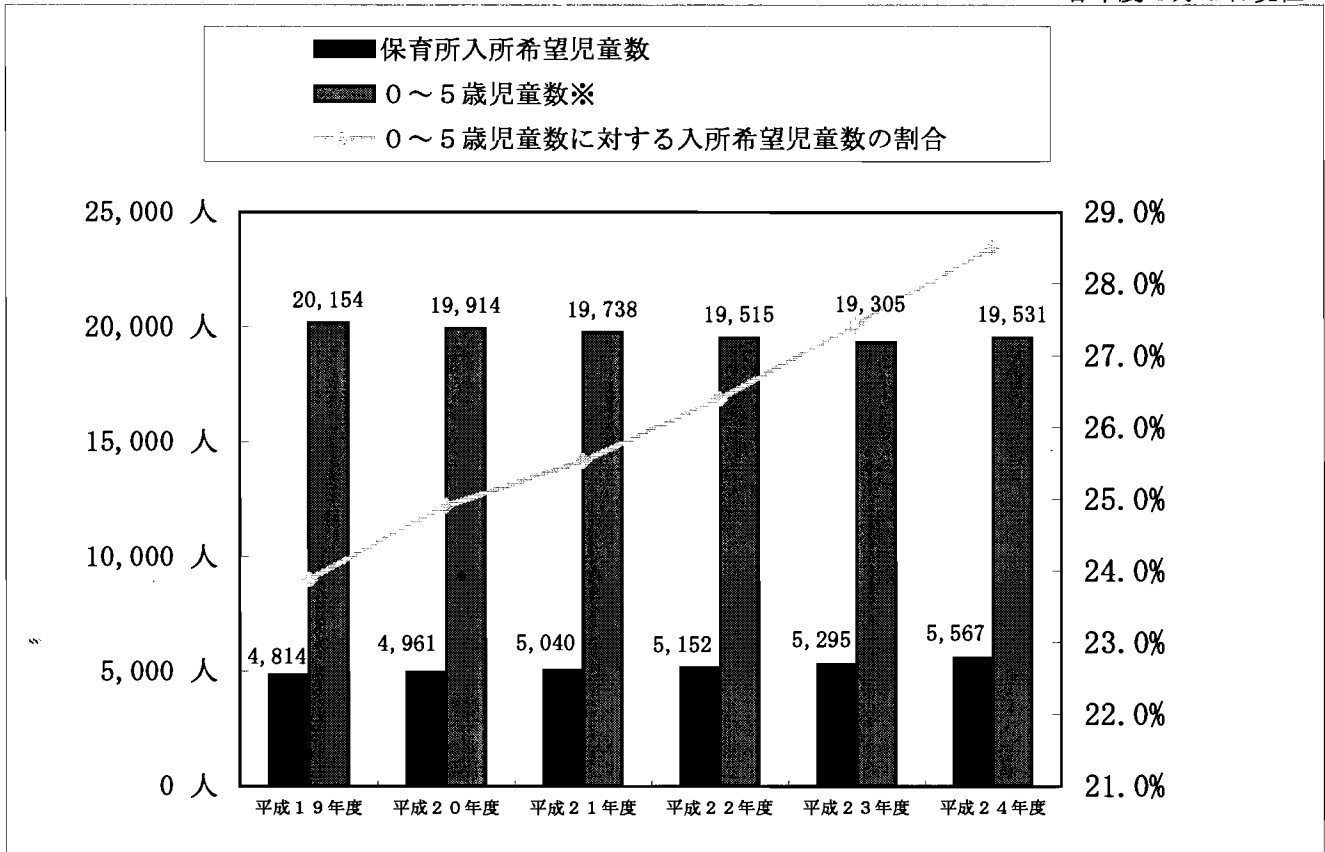
現在の使用料の算定においては、利用率を原則 100% で設定しており、利用しない部分を税で賄っていますが、更なる「受益と負担の公平性の確保」を図るためには、利用者数、利用率の増加策を講じた後に施設に見合った利用率（目標利用率）を設定するとともに、適正な利用率に見合った効率的な管理運営経費（目標管理運営経費）を算定することが必要です。今後の見直しにおいては、これらの数値を用いて使用料を算定することにより、更なる「受益と負担の適正化の確保」に努めます。

なお、「公共施設の最適化」を検討する中で、目標利用率と実際の利用率に大幅な乖離がある施設については、施設の設置目的、性質などを勘案した上で、施設の整理・統合、廃止など、今後の施設の有り方を検討します。

2. 公私立保育所の役割について

(1) 保育所入所希望児童数等の推移

各年度4月1日現在



年度	保育所入所希望児童数							0～5歳 児童数※	0～5歳 児童数に 対する入所 希望児童数 の割合
	入所児童数			未入所児童数					
	公立	私立	合計	就労等	求職	合計			
平成19年度	4,814	2,140	2,448	4,588	80 待機児(57)	146	226	20,154	23.9%
平成20年度	4,961	2,123	2,537	4,660	104 待機児(83)	197	301	19,914	24.9%
平成21年度	5,040	2,094	2,623	4,717	111 待機児(84)	212	323	19,738	25.5%
平成22年度	5,152	2,092	2,737	4,829	88 待機児(63)	235	323	19,515	26.4%
平成23年度	5,295	2,070	2,873	4,943	104 待機児(44)	248	352	19,305	27.4%
平成24年度	5,567	2,106	3,102	5,208	146 待機児(35)	213	359	19,531	28.5%

(待機児数は内数)

(単位 人)

※住民基本台帳に基づく人数であり外国人登録を除く。

(2) 地域子育て支援事業

平成 20 年に保育所保育指針が改訂され、保育所の担うべき社会的な役割と機能が告示化され、保育所の、地域における子育て支援施設として役割が明記されています。

吹田市は、31 年前の昭和 56 年から、保育所を地域の子育て支援センターと位置付け、子育て支援事業を発展させてきました。昭和 62 年には、保健センターと合同で「育児教室」を事業化し、地域の母子保健事業を担う保健師と、保育所の保育士が連携して子育て支援施策を展開しています。

地域子育て支援事業は、行事開放、園庭開放、サークル支援など、公立・私立それぞれの保育所が独自に工夫した取り組みを行っています。

吹田市では、平成 15 年から、吹田市を 12 地域に分けて「子育て支援関係機関連絡会」を立ち上げ、地域の子育て支援に関わる機関が一同に集まり、会議を積み重ね、子育て情報の共有や連携を進めています。

地域子育て支援事業の実績

(人)

育児教室	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
0 歳 児	941	503	839	467	974	408	885	428
1 歳児以上	1,582	977	1,438	819	1,450	797	1,446	726
合計	2,523	1,480	2,274	1,286	2,424	1,205	2,331	1,154

支援事業	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
育児相談	5,818	697	2,805	865	2,985	1,248	2,672	1,098
行 事	25,767	8,783	15,172	10,465	19,688	9,670	19,287	6,830
子育てサークル支援	15,623	3,755	10,452	2,809	10,955	7,187	9,822	6,329
園 庭 開 放	10,221	4,986	5,718	5,010	6,200	6,657	6,698	5,059
合計	57,429	18,221	34,147	19,149	39,828	24,762	38,479	19,313

地域子育て支援事業実績より抜粋

(3) 一時預かり事業

地域子育て支援事業の中で、非常に保護者ニーズの高い事業です。保護者が週3日以内で断続的に就労している場合や、出産、看護等で一時的に家庭での保育ができない場合のほか、育児負担を軽減する目的でも利用されています。それまで、私立保育所でのみ実施されていた事業ですが、平成22年5月より、公立保育所3園においても、増大するニーズに対応できるよう、一時預かり事業を開始しています。また、平成23年4月から、子育て支援拠点施設である「のびのび子育てプラザ」において、育児負担軽減・リフレッシュ目的に限定した一時預かり事業を実施しています。現在、一時預かり事業をしている保育所は、公立3園、私立6園、のびのび子育てプラザで、計10か所です。

一時預かりを利用する理由は、兄弟の学校行事への参加や通院などの他、育児負担を軽減する目的での利用が多い状況です。育児負担を抱えている母親は、言葉が遅い、表情が乏しいなど、他の児童と自分の児童との、発達の個人差に悩みを持つことが多く、また、外に出ると走り回ったり、じっとしていない、友だちとの物の取り合いによる喧嘩など、子育ての大変さに負担感を感じています。その他にも、双子、年子の育児や、兄弟の障がい等で育児の負担感を抱えている母親がおられます。

一時預かりを利用することで気持ちをリフレッシュし、また、保育所で保育中の児童の様子を保育士から聞かされ、発達の個人差などについて専門的なアドバイスを受けることにより、安心感を持たれ、ほっとされている母親の姿があります。発達に支援がいる児童が何回か利用され、様々な悩みの相談を受けながら、他の機関に連携していく事例も少なくありません。現状では、希望日に利用できないこともあり、また、近くに利用できる施設がないなど、今後も、増大する需要への対応が求められています。

リフレッシュを主にした公立3園分の一時預かり利用児童数

	平成22年度	平成23年度
申込児童数(人)	2,714	4,484
利用延べ人数(人)	2,129	2,949
当日キャンセル人数(人・%)	585(22%)	904(20%)
お断わり人数(人・%)	(未調査)	631(14%)

但し、平成22年度は5月17日より実施

- ・当日他の保育手段を選択されることや、預ける児童の体調が悪くなるなど、キャンセルが20%あります。育児負担軽減の理由でのキャンセルは少ないです。
- ・利用希望日が満員のため、利用できないお断わり数が14%あります。

(4) 障がい児保育

障がい児（障がいの疑いを含む）は、早期発見と早期療育が大切です。昭和 62 年に 1 歳 6 か月健診が開始され、事後指導事業として総合福祉会館内でバンビ親子教室が開設されました。週 1 回の親子教室で、言葉の発達の遅れや、人との愛着行動の弱さが改善されるなど、保護者の子育てを支援するうえで、非常に重要な事業となっています。1 年間の親子教室の終了後も、フォローがいる児童については、その児童の障がいや発達の状況に応じて、障がい児施設の専門療育や保育所の障がい児保育制度に接続して、支援を継続しています。

保育所では、心身に障がいを有する 3 歳以上の児童を保育所に入所させ、一般の児童とともに集団保育をすることにより、その児童の発達を援助し、福祉の増進を図ることを目的としています。

① 1 歳 6 か月児健診のフォロー児童数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対象児数 (人)	3,258	3,227	3,215	3,282	3,256
フォロー児 (人)	1,018	1,042	1,140	1,309	1,139
(%)	(35.5)	(34.6)	(38.8)	(42.9)	(37.5)

3 月末現在

② 保育所の障がい児保育 新規申請児童数 (人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
申請児童数	42	56	56	70	62	70
制度適用児童数	32	38	44	49	47	51
継続新規申請数	5	4	8	6	7	11

(毎年 11 月末から 12 月初旬の来年度申請児の人数)

- ・ 新規申請児童数が増えています。
- ・ 申請児童数の 7 割以上が障がい児保育制度の利用児となっています。

※継続新規申請児・・・就労要件で入所して継続児であるが、進級時に障がい児保育制度の申請する児童。最近、4 歳児、5 歳児の進級時に申請する児童が増えています。

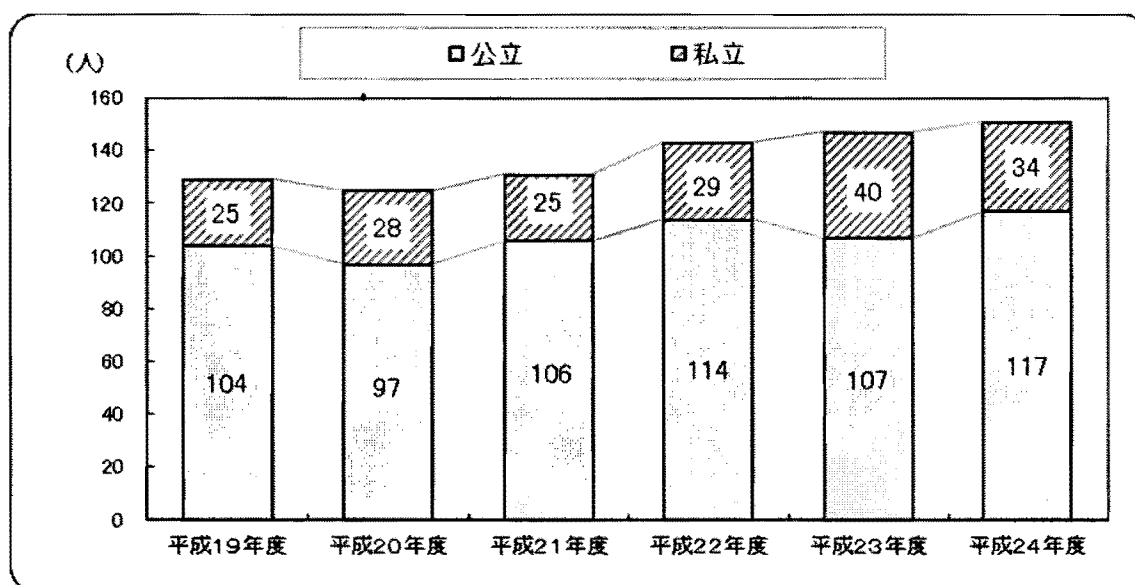
③ 障がい児保育児童数 (人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
公立保育所	104	97	106	114	107	117
私立保育所	25	28	25	29	40	34
合計	129	125	131	143	147	151

4 月 1 日現在

- ・私立保育所は、待機児対策として0歳児から2歳児の低年齢の児童を多く受け入れているため、3歳児からの新規入所枠の制限があることから、障がい児保育制度の利用も、継続児童がほとんどです。
- ・進級の際には、次年度も障がい児保育制度を利用するかについて、保護者と保健師等の専門職とが、相談を重ねます。発達に改善傾向があるため、障がい児保育制度の利用を終了する事例もあります。
- ・小学校への就学については、通常学級への選択もありますが、ほとんどの児童が支援学級を選択しています。また、支援学校を選択する事例も毎年数名あります。

(第1回資料10ページ⑦の修正グラフ)



④平成23年度障がい児保育制度利用児童の内訳

(人)

障害疾病名	DQ (発達指数)	公立	私立
行動上の問題	DQ 85以上 対人面、行動上の問題がある	31	11
境界域精神発達遅滞	DQ 85～70	57	16
軽度精神発達遅滞	DQ 70～50	21	12
中度精神発達遅滞	DQ 50～25	9	2
肢体不自由児	DQは問題がないが骨形成不全症で移動困難	0	1
合計		118	42

平成24年3月現在

- ・新版K式発達検査で、DQ 100が年齢相応です。
- ・年度途中の転居により増減があります。

(5) 虐待防止のセーフティネット

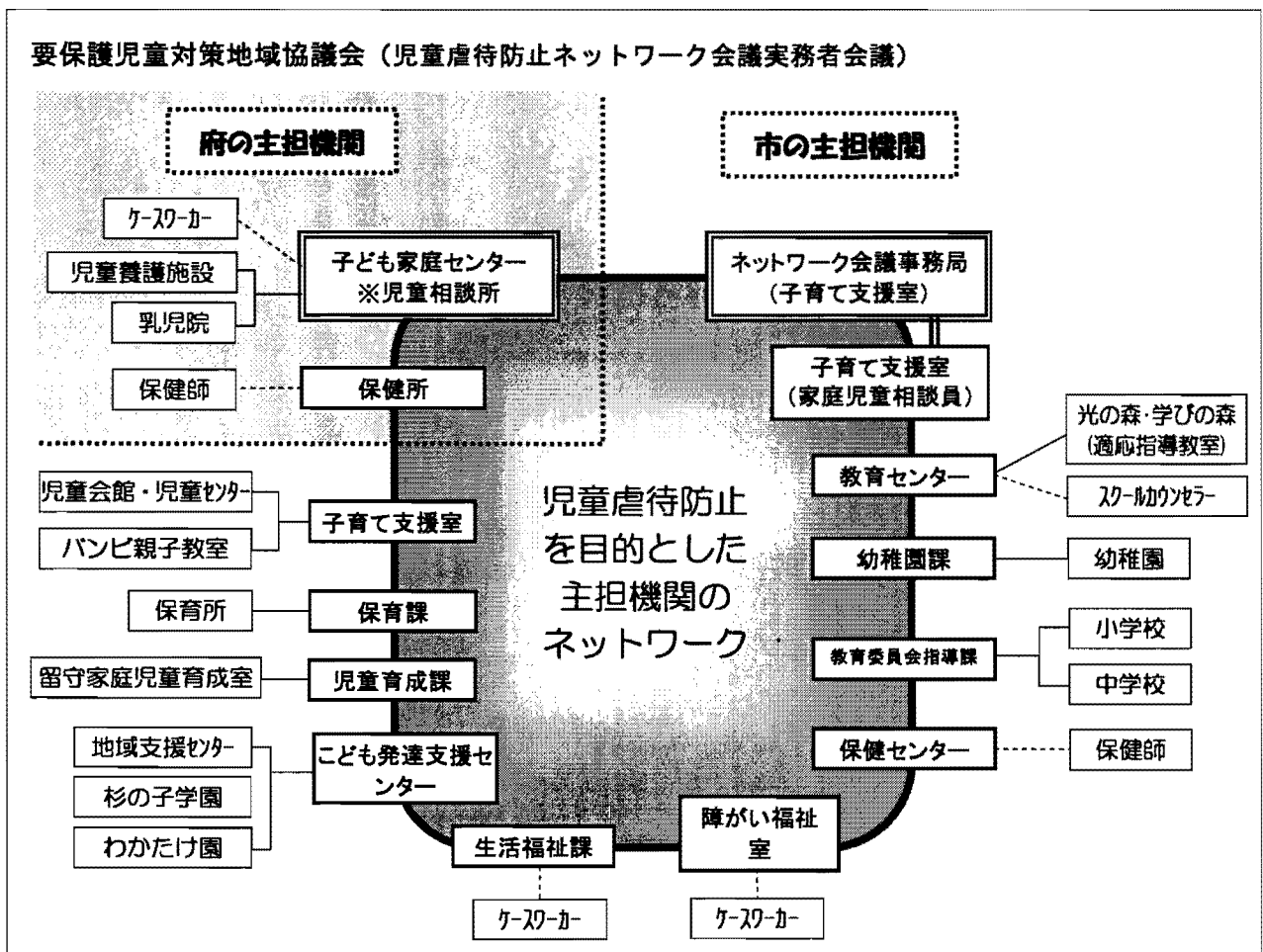
平成 16 年の児童福祉法、児童虐待防止法の一部改正により、児童に関する市町村の役割が明確化されたことに伴い、平成 17 年度にこども政策室（現、子育て支援室）に家庭児童相談員を配置し、児童虐待や児童の養育に関する相談を受け、各種福祉サービスのコーディネートを行うほか家庭訪問等を行っています。

また、子ども家庭センター、保健所、保健センター、教育委員会指導課、保育課等で構成する「要保護児童対策地域協議会」では、毎月、虐待通告された児童につき、情報交換と共有を行い、要保護児童として登録するのかどうかの検討をしています。登録された児童については、主となる担当機関を決め、3か月毎にモニタリングをしています。

虐待通告は、年々増えており、月平均で 40 件近くの通告件数になっています。その中でも、最近では、0 歳児から 2 歳児の通告件数が多くなり、虐待への危険度も高くなっています。

公立保育所では、要保護児童で危険度が高い児童が、いつでも入所できるように、0 歳児から 2 歳児については、指定する 7 園で受け入れ体制をとっており、3 歳児以上では全園で入所ができる枠を設けています。

①関係機関との構成図



②児童虐待通告件数

(件)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童虐待相談件数		128	120	158	279	407
内 訳	身体的虐待	32	32	61	127	162
	ネグレクト	64	55	43	58	102
	心理的虐待	31	33	51	94	140
	性的虐待	1	0	3	0	3

- ・近年急激な増加になっています。
- ・通告があると、子育て支援室（家庭児童相談員）が、状況を確認しています。
- ・毎月の通告児童を要保護児童対策地域協議会で審議し、援助方針を確認します。
- ・要保護児童・要支援児童の決定がされると、主となる担当機関を決め、3か月ごとのモニタリングで現状と援助方針を確認します。

③被虐待児の年齢内訳

(人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
0～3歳未満児童	20	19	28	67	106
3歳～学齢前児童	41	39	46	63	98
小学生	49	46	54	110	145
中学生	15	14	25	29	44
高校生・その他	3	2	5	10	14
合計	128	120	158	279	407

- ・就学前児童が全体の半数になっています。
- ・特に、3歳未満の児童は、生命への危険が高く、事例が重症化するおそれのあるケースは、年度途中で公立保育所の支援枠を使い、保育所へ入所させます。

④要保護児童対策地域協議会で登録されている児童の内訳

平成24年 要保護児童対策地域協議会要保護登録児

(人)

就学児童	高校生	中学生	小学生	支援学校			小計
	9	43	92	3			147
就学前児童	公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園	療育施設	在宅	小計
	42	17	6	6	2	24	97
						合計	244

5月末現在

- ・毎月の要保護児童対策地域協議会で、登録する必要性について検討しているため、数は流動的になります。
- ・保育所に入所している児童で、虐待通告がされた場合は、登録児童になり、保育所が行う家庭支援により、虐待防止につながっています。
- ・登録されている児童は、様々な支援を行っていますが、家庭環境に課題がある事例が多く、改善には相当な時間が必要な状況で、一朝一夕に改善される事例はほとんどない状況です。保護者に疾病がある場合や、児童に障がいがある事例も多く、対応に難しさがあります。

3. 民営化について

(1) 大阪府内公立保育所民営化等の状況（平成13年度以降）

	形態	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
府内各市 (下記市 除く)	民設民営	2	4	4	7	6	8	9	8	11	10	5	74
	指定管理者							1	1				2
大阪市	指定管理者				3	4	4	5	5		6	8	35
堺市	民設民営	2	2		2	3	2	3	1	1	1	1	18
東大阪市	指定管理者			1									1
高槻市	民設民営			1									1
合計		4	6	6	12	13	14	18	15	12	17	14	131

(参考) 全国の公私別保育所数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公立	11,603	11,328	11,008	10,766	-
私立	11,245	11,581	11,917	12,302	-
合計	22,848	22,909	22,925	23,068	23,385

(参考) 大阪府内の公私別保育所数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公立	451	442	426	410	402
私立	710	721	746	791	815
合計	1,161	1,163	1,172	1,201	1,217

注：平成23年度からは公私別の統計なし。

II 民営化の状況

1 民営化の形態

[業務委託方式]

・設置主体は市町村。最低基準は市町村が遵守。(指定管理者)

[民設民営方式]

・設置主体は民間。最低基準は民間が遵守。

2 民営化等の動き

平成23年4月1日

	市町村名	施設名	定員	開設年月日	運営主体	形態
1	岸和田市	東光保育所	120	H21.4.1	(福)和秀会	民設民営
2		大芝保育所	120	H22.4.1	(福)光生会	
3		新条保育園	100	H23.4.1	(福)真友真会	
4	豊中市	北丘保育所	140	H17.4.1	(福)路交館	
5		桜塚保育所	70		(福)しらゆり会	
6		服部南保育所	140		(福)夢工房	
7		南丘保育所	140	H18.4.1	(福)白鳩会	
8		岡町保育所	90		(福)愛成会	
9		豊島保育所	120		(福)アンデルセン	
10		刀根山保育所	90		H19.4.1	
11	野畑保育所	140	(福)しらゆり会			
12	池田市	中央保育所	90	H13.4.1	(学)森上学園	
13		天神保育所	90		(学)亀之森住吉学園	
14		藁野保育所	90	H16.4.1	(福)さつき保育園	
15		住吉保育所	90→60		(学)亀之森住吉学園	
16	泉大津市	旭保育所	60→120	H19.4.1	(福)南海福祉事業会	
17		穴師保育所	60→120	H22.4.1	(福)女子慈教寮	
18	貝塚市	東保育所	120	H20.4.1	(福)ときわ福祉会	
19	守口市	土居保育所	36	H14.4.1	(福)恵由福祉会	
20		橋波保育所	115		(福)花修会	
21		錦保育所	110		(福)和修会	
22		中央保育所	110	H15.4.1	(福)リーベリー福祉会	
23		八雲中保育所	90		(福)白鳩会	
24		寺内保育所	90	H16.4.1	(福)恵育会	
25		東保育所	105		(福)たちばな福祉会	
26		高瀬保育所	70→90		(福)恵由福祉会	
27	枚方市	宇山保育所	90→120	H16.4.1	(福)イエス団	
28	茨木市	中条保育所	150	H19.4.1	(福)つつみ会	
29		三島保育所	120		(福)藍野福祉会	
30		玉櫛保育所	120	H20.4.1	(福)裕榮福祉会	
31		水尾保育所	120		(福)穂積福祉会	
32		郡山保育所	120	H21.4.1	(福)知恩福祉会	
33		松ヶ本保育所	90		(福)親和会	
34		庄保育所	70		H22.4.1	
35		東保育所	90	(福)育成福祉会		
36	八尾市	安中東保育所	120	H18.4.1	(福)白水福祉会	
37		桂保育所	150	H20.4.1	(福)白水福祉会	
38		高安保育所	80→120	H21.4.1	(福)厚生博愛会	
39		亀井保育所	100→120		(福)幸悠会	
40		久宝寺保育所	150	H22.4.1	(福)どんぐり福祉会	
41	泉佐野市	ひかり保育所	120	H17.4.1	(福)みやび	
42		下瓦屋保育所	45	H18.4.1	(福)常茂恵会	
43		中央保育所	90	H20.4.1	(福)杉の子会	
44		こだま保育所	90	H22.4.1	(福)幸楽会	
45	寝屋川市	あやめ保育所	150	H18.4.1	(福)江東会	
46		ひまわり保育所	150	H20.4.1	(福)寝屋川福祉会	
47		かえで保育所	150		(福)真清福祉会	
48		たちばな保育所	150	H22.4.1	(福)聖森会	
49		なでしこ保育所	150		(福)まりも会	
50		すずらん保育園	150		H23.4.1	
51		しらゆり保育園	120	H23.4.1	(福)東仁福祉会	
52	松原市	第6保育所	120	H23.4.1	(福)ユタカ福祉会	
53	大東市	上三箇保育所	120	H15.4.1	(福)寝屋川福祉会	
54		津の辺保育所	150→90	H21.4.1	(福)たんぼ福祉会	
55		寺川保育所	90→80		(学)明善学園	

平成23年4月1日

	市町村名	施設名	定員	開設年月日	運営主体	形態
56	和泉市	幸保育園	120	H16.4.1	(福)和泉幸生会	民設民営
57		信太第一保育園	60→120	H17.4.1	(福)泉州三和会	
58		南松尾保育所	90	H19.4.1	(福)不易創造館	
59	箕面市	瀬川保育所	120	H19.4.1	(福)あおば福祉会	
60		桜保育所	100→120	H20.4.1	(福)夢工房	
61	門真市	小路保育園	120	H21.4.1	(福)まこと鳴滝会	
62		泉町保育園	70		(福)交野ひまわり園	
63		北島保育園	70		(福)雅福祉会	
64		柳町保育園	150		(福)小百合苑	
65	摂津市	摂津保育所	90	H16.4.1	(福)桃林会	
66	高石市	東羽衣保育所	120→140	H14.4.1	(福)南海福祉事業会	
67		高石保育所	120→140	H21.4.1	(福)浜寺会	
68		取石保育園	120→140	H23.4.1	(福)徳友会	
69	藤井寺市	第7保育所	80→90	H22.4.1	(福)種の会	
70	泉南市	信達保育所	150	H19.4.1	(福)恵由福祉会	指定管理者
71			150→160	H22.4.1		民設民営
72		樽井保育所	180	H20.4.1	(福)貝塚中央保育園	指定管理者
73	H23.4.1			民設民営		
74	四條畷市	四條畷保育所	90	H18.4.1	(福)ふみわ福祉会	民設民営
75	大阪狭山市	第1保育所	150	H18.4.1	(福)光久福祉会	
76	阪南市	西鳥取保育所	150	H19.4.1	(福)夢らんど二田	
77	熊取町	第6保育所	120→150	H15.4.1	(福)アトム共同福祉会	
78		第4保育所	120	H19.4.1	(福)阪南福祉事業会	

(2) 他市の民営化の事例

①北摂各市

(豊中市)

1. 開始時期 平成 17 年から民営化開始、8 園民営化済。
2. 現保育所数 公立 19 園、私立 30 園。
3. 公募条件 社会福祉法人（新設法人を含む）。
4. 合同保育 1 か月。
5. 移管条件 市有地の無償貸与（20 年事業用地借地権）と有償貸与。施設の無償譲渡。

(池田市)

1. 開始時期 平成 13 年から民営化開始、4 園民営化済。
2. 現保育所数 公立 6 園、私立 8 園。
3. 公募条件 保育所運営に実績があること（10 年以上）。
4. 合同保育 1 か月。
5. 移管条件 市有地の無償貸与。施設の無償譲渡。備品譲渡。民営化に伴う施設整備。

(茨木市)

1. 開始時期 平成 19 年から民営化開始、8 園民営化済。
2. 現保育所数 公立 10 園、私立 28 園。
3. 公募条件 市内に法人本部を置く社会福祉法人。
4. 合同保育 3 か月。
5. 移管条件 市有地の 3 年間無償貸与。施設の無償譲渡。施設改修費用の増額助成。保育士配置助成。

(箕面市)

1. 開始時期 平成 19 年から民営化開始、2 園民営化済。
2. 現保育所数 公立 5 園、私立 9 園。
3. 公募条件 保育所運営に実績があること。
4. 合同保育 1 年間。
5. 移管条件 市有地の無償貸与。施設の無償譲渡。

(摂津市)

1. 開始時期 平成 16 年から民営化開始、1 園民営化済。
2. 現保育所数 公立 4 園、私立 13 園。
3. 公募条件 市内で保育所を運営していること。保育所運営に実績がある

こと。社会福祉法人。

4. 合同保育

1 か月。

5. 移管条件

市有地の無償貸与。施設の無償譲渡。施設整備に伴う補助金増額。

②特例市

(岸和田市)

1. 開始時期

平成 21 年から民営化開始、4 園民営化済。

2. 現保育所数

公立 12 園、私立 21 園。

3. 公募条件

社会福祉法人。大阪府民が岸和田市内で新たに設立する社会福祉法人。

4. 合同保育

3 か月。

5. 移管条件

市有地の 5 年間無償貸与。施設の無償譲渡。施設整備に伴う補助金増額。

(枚方市)

1. 開始時期

平成 16 年から民営化開始、2 園民営化済。

2. 現保育所数

公立 16 園、私立 39 園。

3. 公募条件

市内で保育所を運営していること。保育所運営の実績があること (10 年)。社会福祉法人。

4. 合同保育

1 年。

5. 移管条件

市有地の無償貸与。施設の無償譲渡。

(八尾市)

1. 開始時期

平成 18 年から民営化開始、5 園民営化済。

2. 現保育所数

公立 7 園、私立 25 園。

3. 公募条件

市内に所在地を有している社会福祉法人 (新設法人を含む)。近畿 2 府 4 県内で保育所を運営していること。他。

4. 合同保育

1 年。

5. 移管条件

市有地の 5 年間無償貸与。施設の無償譲渡。移転建替。他。

(寝屋川市)

1. 開始時期

平成 18 年から民営化開始、7 園民営化済。

2. 現保育所数

公立 9 園、私立 32 園。

3. 公募条件

社会福祉法人。保育所運営に実績があること (実績年数 5 年)。近畿 2 府 4 県内で保育所を運営していること。

4. 合同保育

3 か月。

5. 移管条件

市有地の無償貸与。施設の無償譲渡。

(3) 保育所の運営の形態

形態	設置主体	運営主体	備考
公設公営	地方自治体	地方自治体	国・府の運営費負担金や補助金は対象外である。職員は地方公務員。
公設民営	地方自治体	指定管理者など地方自治体から委託を受けた事業者	国・府の運営費負担金や補助金は対象外である。委託により事業費が削減できる。保育内容、行事、職員配置などは公立と同じため、公立の保育理念から外れない。更新による保育の継続性が難しい。
民設民営	民間事業者 (社会福祉法人、学校法人、財団法人、NPO、株式会社など多様な事業者)	民間事業者 (社会福祉法人、学校法人、財団法人、NPO、株式会社など多様な事業者)	国・府の運営費負担金や補助金が受給対象のため、市の負担額は縮小される。民間事業者の保育理念により保育を行う。施設の運営や維持管理について、事業者の自主性を尊重できる。民間の持つ柔軟性、機動性を生かした多様な保育を展開することができる。事業者の雇用体系、賃金体系での職員雇用となる。施設整備にかかる初期投資が多くかかる。

4. 子ども・子育て関連法案について

①「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正等の内容

法律案	内容	修正等の内容
子ども・子育て支援法案	<p>すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども・子育て支援のための給付の創設、財源に関する制度構築 →「こども園給付」「地域型保育給付」の創設など</p>	<p>(法案の修正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所は「施設型給付」、小規模保育や家庭的保育等は「地域型保育給付」を創設。市町村の確認を得たこれらの施設・事業に対して財政支援を行う。 ○市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については現行どおり市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。 ○保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
	<p>「指定制」の導入 →認可外施設を含めて参入を認め、株式会社やNPOなど多様な事業主体の参入を認め、保育量の量的拡大を図るなど</p>	<p>(法案の修正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定制に替えて、都道府県による認可制度を前提とし、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する。 ○その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者（株式会社等の営利法人）に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識・経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。 ○地域の需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととし、小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で市町村認可事業とする。

法律案	内容	修正等の内容
総合こども園法案	「認定こども園法」を廃止し、総合こども園の制度を創設 →学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「総合こども園」を創設	○「総合こども園法案」を撤回し、「認定こども園法」（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の一部改正法案を提出し、以下の措置を講じる。 ・幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可・指導監督等を一体化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。 ・新たな幼保連携型認定こども園は、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
	株式会社等の参入を認める →株式会社やNPOなど多様な事業主体の参入を認める	○新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人または社会福祉法人とする。

法律案	内容	修正等の内容
子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	児童福祉法第24条の改正（市町村の関与）	○関係法律の整備法案については、児童福祉法第24条等については市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。 ・保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする。 ・児童福祉法第24条のただし書き（「その他適切な保護」）の削除 ・国からの財政支援の対象を小規模保育等に拡大 ・虐待が疑われるケースだけでなく、あっせん・要請による円滑な入所ができない場合にも対応し、措置の対象範囲を拡大 ・当分の間、待機児童発生時に限らず、市町村が小規模保育等を含めてすべて利用調整を行うことで、現状と同様に円滑な利用を支援する。 ○上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規程の整備を行う。（厚生労働省と文部科学省に二元化していた認定こども園の事務や施設型給付の所管を内閣府に一元化。幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化するなど事務の繁雑さを解消する）

②認定こども園法の改正（今後の就学前教育・保育の体系）

- 「総合こども園法」を撤回し、「認定こども園法」の改正によって「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
→「幼保連携型認定こども園」／既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない／設置主体は国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人のみとし、株式会社の参入は不可
- 財政措置は、既存の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化

